

3 区民からの意見（要旨）と区の考え方

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
「みどり」分野に関すること			
1	「練馬のみどりに満足している区民割合を80%にする」ことを目標としているが、主観的な指標を目標に設定することには賛同できない。みどりの実態調査を引き続き実施し、緑被率30%の目標を今後も掲げていくべきである。	みどりには、公園、農地、街路樹等と様々なみどりがあり、区民が感じるみどりの豊かさは平面的な面積（緑被率）だけを評価しているものではないことから、区民の満足度を目標としました。 なお、みどりの状況を把握するために、緑被率の調査を含むみどりの実態調査は今後も継続する予定です。	※
2	「練馬のみどりに満足している区民割合を80%にする」ことを目標にしているが、緑視率のような客観的な数値目標も検討し、明確にするべきである。	本計画のみどり分野の目標は、みどりの総合計画の目標に基づくものです。 みどりの総合計画では、30年後の目標達成の取組の一つとして、「緑視率が高い（およそ25%を超える）場所を増やす」を掲げています。	※
3	みどり（緑地保全）の目標は、流域単位で数値目標（緑被率）を設定し、緑地の保全・創出と総合治水計画による水害対策（雨水流出抑制対策）を複合的に実施すれば、施策を効果的に推進できる。 農地が多く残る白子川流域は、緑被率30%以上を目標として、水害対策の観点からも緑地を保全・創出すべきである。	緑地や樹林地、農地などの豊かなみどりは区の魅力であり、雨水の流出抑制効果、ヒートアイランド現象の緩和などの環境保全機能を発揮することから、白子川流域に限らず区全域で、本計画およびみどりの総合計画に基づき緑地保全の取組を推進します。 また、水害対策については、流域ごとの具体的な水害対策の目標対策量を練馬区総合治水計画で設定しており、雨水流出抑制施設の設置や緑化の創出などを複合的に進めています。	※
4	「みどりのネットワーク」とは何か、公園づくりとの関連性は何かの。	本計画のみどり分野の方針は、みどりの総合計画における基本方針に基づき「みどりのネットワークの形成」を掲げています。 みどりの拠点となる大規模公園を整備し、みどりの軸となる幹線道路や河川沿いの緑化を進め、それらをつないでみどりのネットワークの形成を進めていきます。	—
5	「みどりのネットワークの形成」と、「みどりを育むムーブメントの輪を広げる」それぞれの方針に関する施策について、当NPOとして実施できるものには積極的に参加していく所存である。（3軒から可能な街並み協定の検討・まちづくり協定の提案、練馬区・まちづくりセンターへの支援要請など） 「みどりのムーブメントの輪を広げる」の方針を実現させていくためには、管理的ではなく住民や住民団体の自主性を尊重することが必要である。	みどりのムーブメントを広げるためには、区民の自主性が重要であることから、気軽に参加でき、一人ひとりの取組を推進する多彩な講座や、区民や活動団体など様々な活動主体間における交流の推進などにより、主体的な取組を支援するといった取組を進めます。	○
6	石神井公園駅南口西地区再開発計画や補助232号建設計画では、コンクリートや敷石に覆われた歩道や広場のところどころに街路樹を植樹したり、高層ビルの壁面の色を石神井公園の自然と調和したものとすることで、区民のみどりに対する満足度が増すというような考え方がみられる。これは、区長の言う「みどりあふれるまちづくり」という政策目標を真に実現するものではない。なぜなら、これらの計画によって練馬区の生態系や景観が真に改善されるわけではないからである。通気性・通水性のある土壌が蓄えられた一定の区域に、武蔵野の自然植生にかなった植物種を移植し、再生を図る思考法を是非取ってもらいたい。	区では、みどりあふれるまちの実現を目指し、みどりの拠点となる公園を、軸となる幹線道路で結ぶ「みどりのネットワークの形成」を「第2次みどりの風吹くまちビジョン」に位置づけ、各事業に取り組んでいます。 石神井公園駅南口西地区で検討している再開発事業では、みどりが少ない現在の駅前を、共同化により生み出した道路沿いのオープンスペースに樹木を植えたり、壁面緑化をするなど、みどりの空間を創出することとしています。当該地は、多くの人が行き来する駅前という立地であることから、立地に合わせた効果的なみどりの空間を創出していきます。 今後も、地域の皆様のご意見を伺いながら、みどりあふれるまちづくりに取り組んでいきます。	○

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
7	補助第135号線等の予定地におけるふるさと憩いの森等樹林の保全措置を明らかにするべきである。	区は、都市計画道路の整備とみどりの保全・創出の両立を目指しています。 都市計画道路に係わる貴重な樹林地等については、計画線以外の部分の確保に向け、所有者と協議を進めていきます。	△
8	持続的な循環型社会を目指し、緑を重視する都市政策路線への転換を図って行く立場から見ると、この計画が少子化・温暖化進行の中で都市集中・地方過疎の弊害の是正に向けて、車優先の道路や高層ビルなど箱ものの建設計画を見直さなければならない現状にあるにもかかわらず、幹線道路建設計画の推進に引きずられている。 現在の計画からは、練馬区住民の住環境の基盤が、武蔵野台地が長年月にわたって育んできた地下水脈・湧水に支えられた土壌、その上に形成されてきた潜在植生である常緑広葉樹林、住民が育んできた武蔵野の雑木林・屋敷林を復元し、それら樹林に包まれるように練馬区住民の住環境を再生して行こうとする観点が欠けている。このような基本的視点に基づいて、計画を再考することが必要である。	みどりの拠点づくりを進める長期プロジェクトとして、稲荷山公園は「武蔵野の面影」、大泉井頭公園は「水辺空間の創出」をテーマに、拡張・整備に着手します。屋敷林等の樹林地は、練馬の原風景といえる重要なみどりです。特に希少な樹林地は、所有者との合意形成を図り、都市計画緑地として確保を進めるとともに、民有樹林地や樹木の保全、「憩いの森」や「街かどの森」の拡充も進めます。 都市計画道路は、道路交通の円滑化に加え、安全な歩行空間の確保や豊かなみどりの創出など、日常生活を支える基本的な都市インフラです。また、東京全体のネットワークを形成するものであり、その整備は、区の発展に必要不可欠です。	※
9	大泉井頭公園の拡張整備にあたっては、白子川源流の湧水と生き物環境を保全する視点を取り入れるべきである。	大泉井頭公園の整備については、源流の湧水および多様な動植物の生息・生育環境を保全しつつ水辺空間の創出を進めることが必要であると考えています。 今後、大泉井頭公園基本計画（素案）を策定し、具体的な区の考え方等をお示しします。	○
10	「民有地のみどりを増やすために、みどり豊かな開発を促進」とあるが、「みどり豊かな開発」とは何なのか想像や理解が難しい。具体的にどうしているのか示すべきである。	本計画は、ランドデザイン構想の実現に向け、平成31年3月に策定した第2次みどりの風吹くまちビジョンの、環境分野の施策を体系化するものです。 みどり分野の施策の取組は、みどりの総合計画に基づき推進します。 みどり豊かな開発の促進に向けた具体的な取組としては、道路沿いに緑化基準以上の良好な緑化を誘導するための緑地協定制度の普及などに取り組みます。	□
11	緑被率低下対策として、憩いの森・街かどの森の登録要件を、例えば150平方メートル以上300平方メートル未満を街かどの緑地・中庭として助成対象とするなど緩和できないか。	憩いの森等の制度は都市緑地法に基づく制度であり、法で面積要件が定められていることから、面積要件の緩和は困難です。300㎡未満については、保護樹木・保護樹林制度を定め、支援を行っています。	□
12	農地の縮小が緑被率低下の大きな要因となっていることに注目し、農地の転用申請が出された際には、例えば、一定の緑地保全を許可の条件とするなどの措置を検討すべきである。	区では既に、「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」を定め、農地転用を含む一定規模以上の開発事業を行う場合は、敷地面積等に応じた緑化をしなければならない旨を規定し、みどりの保全と創出を図っています。 また、東京都の「東京における自然の保護と回復に関する条例」においても、農地等の自然地を含む一定規模以上の土地の形質を変更する場合は、緑化をしなければならない旨が規定されています。 今後さらに、貴重な都市農地の保全を一層進めるため、農地転用に際し許可が必要となる田園住居地域の指定の検討や、地区計画などの都市計画制度を活用した農地保全制度の研究を進めていきます。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
13	生産緑地継続への税負担（固定資産税・相続税）の軽減等の支援を継続するとともに、これとは別に緑地保全の見地から新たな税負担（固定資産税・相続税）の軽減等の支援策を検討すべきである。	区では、これまでも、都内に市街化区域内農地を有する38自治体で構成する都市農地保全推進自治体協議会の会長区として、国に対し要望活動を行い、生産緑地の貸借制度の実現など、農地保全につながる取組を行ってきました。今後も、相続税納税猶予制度の対象拡大などを国に働きかけていきます。	○
14	「生物多様性の理解」は、相当難しいことである。練馬区は、生物多様性についてどのように理解しているのか。	「生物多様性」という概念を広く区民に理解していただくことが重要だと考えています。そのために、区民参加型の生き物調査や次世代を担う子どもたちに、みどりや生き物と直接ふれあう場や機会を提供する事業に取り組んでいます。また、貴重な生きものが生息する樹林地では、生き物に配慮した管理を進めています。	—
「エネルギー」分野に関すること			
15	2010年に練馬区地球温暖化対策地域協議会を設立し、情報発信や普及・啓発を進めてきたとのことである。しかし、事態は悪化する一方である。地球温暖化対策は喫緊の課題である。自治体として、気候変動に対する非常事態宣言をして区民・事業者と区の認識を共有すべきである。	本計画では、気候変動を踏まえた施策を盛り込んでいます。区民や事業者とともに、掲げた目標の達成に向け、地道に、確実に取り組んでいきます。	※
16	災害拠点病院にコジェネレーションシステムを導入し、災害時には近接する医療救護所が病院から電力供給を受けられるようにするとあるが、どのような災害を想定しているのか。ガス圧が健全で、電力が無い状況は考えにくいと思う。 電力が無ければガス圧も下がり、いずれ停止する。病院内に大きなガスタンクを設置すれば問題はなくなると思うが、どう考えているか。	医療救護所（避難拠点）が開設される震度5弱以上の地震などを想定しています。 ガスは電力の供給にかかわらず自立的なシステムで供給されています。 災害拠点病院に導入するコジェネレーションシステムには、耐震性の高い中圧ガス導管を使用しています。中圧ガス導管は、阪神淡路大震災や東日本大震災クラスでも十分耐えられる構造となっています。	—
「清掃・リサイクル」分野に関すること			
17	地域のお祭りなどイベントで、リユース食器が使えない持ち帰り用のおこわなどは紙容器を導入するとともに、スーパーやコンビニ、大規模（チェーン店など）、お弁当屋さんなどにも、区として働きかけてほしい。	区役所自身が率先して行動するため、「練馬区役所プラスチック削減指針」を昨年12月に策定しました。既に先月から、区役所内の売店等でのレジ袋の配布を原則廃止しています。イベント等でも、プラスチック製の配布物を極力抑制し、リユース食器や紙製食器の使用を基本とするとともに、マイバッグの利用を周知していきます。 区民の皆様には、「青空集会」「ふれあい環境学習」に加え、3月から配信を開始した「資源・ごみ分別アプリ」でも働きかけを行います。産業団体や商業団体など各種団体とは、削減協定の締結とマイバッグの利用促進に向けて、協議を進めていきます。	○
18	庁内の売店や食堂でレジ袋ストローなどの廃止や、会議でのペットボトルの廃止といった庁内から排出するプラごみ削減を明記したことは一歩前進と考える。庁内から排出するプラごみ削減に向けて、区立施設に設置されている自動販売機の飲料容器の見直し（ペットボトルを缶や紙パックにするなど）を早急に検討し、実施すべきである。	区立施設に設置された自動販売機の飲料容器の見直しについては、今後対応を検討していきます。 職員に対しては、マイバッグおよびマイボトルの使用等により、使い捨てのプラスチック製レジ袋およびストロー等の受け取りを辞退するよう働きかけを強化し、取組みを徹底します。	△

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
19	学校給食の牛乳のリユースびん化の検討を要望する。2年前に牛乳パックに変わってしまったが、リユースびんは品質保持に優れ、美味しく、冷たさを実感し、中身と量を確認しながら飲み、繰り返し40回も使え、環境負荷が最も少ない容器として最適である。区独自にびん牛乳のメーカーを探して切り替える良い時期だと考える。	学校給食用牛乳の容器は、配送時の負担やびんの製造減などから、紙パックへの変更の要請を供給事業者から受け、平成30年度から使用容器のリサイクルを条件に紙パックに切り替えました。現在、区の学校給食のような大口需要に対応できる供給事業者の容器は、紙パックが主流になっています。頂いたご意見は今後の参考とさせていただきます。	※
20	ごみの出し方に問題、課題があるため、ごみ収集方法を、各戸の玄関前・門前に置く方式に変更し、希望する地域から順次実施してほしい。	戸別収集は、排出マナーの改善につながるという利点がある一方、収集にあたる車両や職員が多く必要となり経費が増大するという課題があるため、現時点では実施を考えていません。	※
21	アパート居住者、単身者、外国人、アパートオーナーと不動産業者に、入居時のごみ出しルールの説明徹底と管理義務を課し、罰則規定を設けてほしい。	アパートオーナー等の土地または建物の占有者（占有者がいない場合には管理者）に対しては、練馬区廃棄物の処理および清掃に関する条例で計画遵守義務等を定めており、集積場所を清潔にしておかなければならないことの義務付けや、違反していると認めるときの改善命令、命令違反に対しての罰則を定めています。	□
「地域環境」分野に関すること			
22	大型車両の乗り入れが進むことで、大気汚染や騒音の問題が生じ、地域環境の悪化につながる可能性があるため、都市計画道路の整備は進めるべきではない。	都市計画道路は、道路交通の円滑化に加え、安全な歩行空間の確保や豊かなみどりの創出など、日常生活を支える基本的な都市インフラです。みどり豊かで快適な地域環境の創出のためには、環境に配慮した都市計画道路の整備が必要不可欠です。	※
23	外環道上部建設計画及び大泉二中を分断する補助第232号線・補助第135号線建設計画では、三宝寺池など湧き水周辺での水系及び鳥や昆虫の移動に対する影響や、道路建設予定地上の緑地や民家の樹木などが失われる環境価値消失などを含む詳細な環境アセスメント調査を行う必要がある。	東京都環境影響評価条例では、4車線以上の道路を新設する場合、環境影響評価の手続対象としています。外環の2および補助線街路第232号線・補助線街路第135号線の新設予定の道路は、それぞれ2車線であるため、環境影響評価の手続対象外です。	※
24	外環本道の延長工事についても、上記No.23と同様の調査が必要である。	外環本道の延長については環境影響評価法に基づいて環境影響評価を実施しています。	○
25	昨年12月15・16日両日石神井公園駅南口西地区第一種市街地再開発事業等 素案説明会においては、補助232号・高層建築を前提とする再開発を行おうとする練馬区の強い姿勢が示されていた。このような説明会の開催方法は、これらの計画に対する反対者の行動を先鋭化させる効果を生むだけである。もし民主的な手続を重視するのであれば、これらの計画を白紙に戻したうえで、幅広く区民の声を汲み取って再開発のプランを策定すべきである。他の道路計画の説明会においても同様の傾向が見られるので、民主的な手続が採られることを希望する。	石神井公園駅南側地域のまちづくりについては、平成27年度から28年度に「まちづくり懇談会」を開催し、平成29年度から30年度には、南口西地区で検討している再開発事業について「検討状況報告会」を開催し、事業計画に対するご意見を伺ってきました。今回の説明会では、今まで頂いたご意見を踏まえ作成した、再開発事業等の都市計画素案をお示しし、ご意見を伺ったものです。今後も、これまで同様、皆様のご意見を伺いながら、事業実施に向けて取り組んでいきます。	※
26	「『八の釜憩いの森』の保全措置方針」（2013年（平成25年）12月25日 国土交通省）の実現については、練馬区としてどのような対応を行うかまったく明らかになっていない。具体的な対応方針を明らかにすべきである。	大泉ジャンクション周辺における上部利用については、国が定めた八の釜憩いの森保全措置方針に基づき、湧き水やみどりの保全、人と自然との触れ合いの場の整備などを行うよう、事業者との調整を進めています。	□

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
27	都市計画道路補助132号線(Ⅲ期区間)の建設に際し、故檀一雄邸の庭園及び門塀等の保全についてどのような対応を行っているのか明らかにすべきである。	ご意見については、個人資産の情報にかかわる事項であることから、回答できません。	※
28	遮熱性舗装は、路面温度は下がるが、大気温度は上昇するため、採用すべきではない。	遮熱性舗装は、路面温度上昇の抑制効果や暑さ指数の影響等を国が検証しており、現状では、区も有効な暑熱対策のひとつであると認識しています。 国、都などの動向を踏まえ、今後も暑熱対策を実施していきます。	△
29	人目が少ない住宅街、早朝、夜間の歩きタバコを防止するため、監視パトロールの方法・監視場所・時間帯を自在に変える必要がある。	区が委託により実施しているマナーアップ指導員による巡回は、人通りの多い駅周辺を中心に平日ほぼ毎日午前7時から午後8時まで実施しています。歩きたばこやポイ捨てを多く目にする場所や時間帯等の情報にもとづき、一定期間集中巡回を行うなどの対策を強化しています。	○
30	工事現場作業員の歩きタバコ・ポイ捨てが目立つため、事業者への指導と施工主への事前説明と注意の義務付けが必要である。	工事事業者や施工主を対象に、何らかの規制等を行う予定はありませんが、いただいたご意見は、今後の施策を進める上での参考とさせていただきます。	※
31	路上喫煙ではないことは理解しているが、工事現場内の喫煙も規制してほしい。また、親から子への喫煙の連鎖を遮断するため、禁煙教育を行ってほしい。	改正健康増進法および東京都受動喫煙防止条例の施行に伴い、室内の工事現場内も規制対象となるため、指導を行っていきます。 また、室外については規制対象外となりますが、受動喫煙が生じないように、依頼を行っていきます。 受動喫煙防止について、区報や区ホームページ、駅へのポスター掲示、新聞へのチラシ折り込みや駅での啓発物品の配布など、様々な手法を通じて、全世代に受動喫煙について考える機会を提供していきます。	□
32	自治体として、気候変動に対する非常事態宣言をして区民・事業者と区の認識を共有すべきである。	※No.15と同じ	※
全体に関すること			
33	まず、練馬区民への環境問題に対する意識改革が必要である。	環境に関する現状や課題、区の先進的取組などについて広くPRし、区民や事業者の意識を高めるよう努めていきます。	○
34	計画全体に共通して、人材育成の考え方は賛成だが、区民の協力で実施するのは時間も労力も必要なため実現不可能である。活動の中心となる人が講習を受講し、活動報告を行い、その代わりに区民税を安くするなどのWin・Winの関係でないと実現しない。受講者が指示し自ら動かなければ長続きもしない。	練馬区を育てていく主役は区民です。区民一人ひとりが地域の課題を自分たちの問題として考えること、そして、区民が区政のあらゆる場面に積極的に参加していくことが重要です。 環境分野においても、地域の課題をわが事としてとらえ、区と課題を共有し、解決に向けてともに知恵を絞る「区民協働」の取組を更に増やしていきます。 「つながるカレッジ」などを通じ、エコアドバイザーなどの活動を担うリーダーの育成に取り組んでいきます。	※

No.	意見の概要	区の考え方	対応区分
35	<p>石神井川・白子川のように他の自治体の領域をも流域としている河川については、保水力向上のための植林事業等他の自治体との環境保全策の強化に向けた連携が特に重要と考えるため、この方向での積極的な対応を要望する。</p>	<p>区は、東京都および流域自治体で構成されている「東京都総合治水対策協議会」に属しています。都および関係自治体と連携を図りつつ、当協議会が策定した「石神井川・白子川流域豪雨対策計画」および「練馬区総合治水計画」などに基づき、緑地保全を含めた流域対策を今後も推進していきます。</p>	□
36	<p>各分野の方針と施策が抽象的に示されているが、対応する個別の事業などの具体的な取組がわかりづらい。 また、計画の内容については、計画期間中であっても、予算・ニーズなどの状況に応じて適宜変更すればよいと考える。</p>	<p>本計画は、グランドデザイン構想の実現に向け、平成31年3月に策定した第2次みどりの風吹くまちビジョンの、環境分野の施策を体系化するものです。施策の取組は、第2次ビジョンアクションプラン、みどりの総合計画、第4次一般廃棄物処理基本計画その他の個別計画等に基づき推進します。計画期間は令和2年度から令和11年度までとし、第2次ビジョンの進捗に合わせて必要な見直しを行います。</p>	—
37	<p>本文について、理解しやすくなるような説明が必要である。</p>	<p>注釈に加え、用語集や計画の根拠となる条例などを資料として追加しました。</p>	◎
38	<p>第3章『区の現状と課題』の文章の末尾がすべて「必要があります。」でくられており、内容がつかめない。</p>	<p>第3章では、各分野毎の「現状と課題」をお示した上で、必要となる施策の方向性を記載しているため、「必要があります」という表記をしています。第4章で、現状と課題を受けた目標を掲げ、第5章で具体的な施策をお示ししています。</p>	—
39	<p>第4章の『分野毎の目標』の説明文の末尾が「推進する。」という記載になっている。「推進する」は途中経過を表すもので、推進した結果が目標になるものである。</p>	<p>第4章では、各分野毎の「目標」をお示するとともに、どのような方向性で取り組んでいくかを記載しています。そのため「推進する」という表現をしています。</p>	—